

議案第118号

川崎市消防団員任免条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団員任免条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消防団員任免条例の一部を改正する条例

川崎市消防団員任免条例（昭和23年川崎市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を削り、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化が図られたことに伴い、消防団員の成年被後見人等に係る欠格条項を削除するため、この条例を制定するものである。